

学校図書館システム導入業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月29日

浦安市教育委員会  
教育総務部 指導課

## 1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、学校図書館システム導入業務委託の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

## 2. 概要

### (1) 件名

学校図書館システム導入業務委託

### (2) 業務概要

「学校図書館システム導入業務委託提案依頼書」のとおり。

### (3) 履行期間

構築委託期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 31 日まで

保守委託期間：令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで

### (4) 経費上限額

令和 8 年度 23,798,000 円（税込）以内（うちシステム導入費 20,762,000 円）

令和 9 年度 12,144,000 円（税込）以内

令和 10 年度 12,144,000 円（税込）以内

令和 11 年度 12,144,000 円（税込）以内

令和 12 年度 12,144,000 円（税込）以内

令和 13 年度 9,108,000 円（税込）以内

合計 81,482,000 円（税込）以内とする。

### (5) 履行場所

市立小学校 17 校、中学校 9 校、指導課

### (6) 事務局

浦安市 教育総務部 指導課

Tel : 047-712-6772（直通）

E-mail : urakyoshi@city.urayasu.lg.jp

## 3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。

(3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。
- (8) I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること

#### 4. 募集及び選定スケジュール

・ 募集要項の公表	令和 8 年 5 月 29 日（金）	
・ 質問の締切	令和 8 年 6 月 12 日（金）	午後 5 時まで
・ 質問の回答	令和 8 年 6 月 18 日（木）	
・ 応募締め切り（応募書類の提出期限）	令和 8 年 6 月 29 日（月）	午後 5 時まで
・ 第 1 次審査結果の通知	令和 8 年 7 月 3 日（金）	予定
・ デモンストレーション	令和 8 年 7 月 8 日（水）	予定
・ ヒアリング（第 2 次審査）の実施	令和 8 年 7 月 15 日（水）	予定
・ 審査結果の公表	令和 8 年 7 月中旬	予定
・ 契約協議・契約の締結	令和 8 年 7 月下旬	予定

#### 5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 8 年 5 月 29 日（金）から令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 5 時までとする。
- (2) 質問の受付と回答
  - ア 質問事項は、「学校図書館システム導入業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式 1）に必要事項を記入し、「2. 概要（6）」で示したメールアドレスに Eメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
  - イ 質問の受付期間は、令和 8 年 5 月 29 日（金）から令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時までとする。
  - ウ 質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 18 日（木）に浦安市ホームページで公表する。
- (3) 応募書類の受付
 

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること

  - ア 受付期間
 

令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 5 時まで

(土日・祝日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

ウ 提出先

浦安市教育委員会 教育総務部 指導課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参するか書留郵便による郵送をすること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。また、提出した書類は審査終了後、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却する。

オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ(A3サイズの場合は、折込みとする。)とし、提案書表紙(様式3)・背表紙(任意書式)をつけ左綴じとし(ファイル可)、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、9部(正本1部、副本8部)提出すること。

(ア)応募者概要書(経営方針、役員名簿含むものとする)

(イ)類似業務実績書(過去5年以内の実績等)

(ウ)担当者経歴書

(エ)直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書

次の内容を含んだものとする。

①経営方針

②応募の理由

③具体的な類似業務の実績

④運営方針

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

## 6. 審査の手続き

### (1) 第一次審査

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者(5者以上)を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第一次審査基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。これ以降の手続きは、第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。

## (2) 第二次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、「第二次審査基準」に基づき評価を行い、デモンストレーションを実施した場合はその評価と価格点の合計点で最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を優先契約候補者（業務の受託予定者）として選定する。

なお、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を優先契約候補者とする。

## (3) デモンストレーションの実施

（第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。）

### ア 実施日時等

令和8年7月8日（水）に実施予定。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

### イ 出席者

デモンストレーションに出席できる提案事業者の者は、管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて5名以内とすること。

### ウ デモンストレーションの内容

下記の内容について順に説明すること。デモンストレーションは、質疑応答を含め30分程度を予定する。

- ・画面操作（カウンター業務）
- ・利用者管理業務（特に年度末切替作業として新1年生やクラス編成の対応）
- ・資料管理業務
- ・児童生徒タブレットの活用
- ・図書の啓発、統計資料

### エ その他

説明に必要なパソコン等は、提案事業者側で用意すること。

（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。）

## (4) ヒアリング実施（第二次審査）

### ア 実施日時等

令和8年7月15日（水）に実施予定。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

### イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

### ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明15分以内及び質疑応答10分程度の25分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

## (5) 選定結果の通知公表

- ・第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・第二次審査の結果については、第二次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市ホームページで公表する。

#### (6) 契約協議及び契約

- ・市は第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム導入業務等にかかる契約を行うものとする。
- ・前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

### 7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 受託事業者にならなかった応募者の提出書類は、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

### 8. その他

- (1) 提案書に本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 応募者の資格要件を満たさないものが書類を提出したとき。
  - ② 書類に虚偽の事実の記載があったとき。
  - ③ 書類の提出方法、提出期限等を守らないとき。
  - ④ 談合等の不正行為があったとき。
  - ⑤ その他選定委員会が不適格と認めたとき。
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。